



市 章

大津市公報

平成26年3月31日
号外(第21号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則	
32	大津市行政組織規則の一部を改正する規則…………… 1
33	大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則…………… 9
34	大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…………… 9
35	大津市公印規則の一部を改正する規則…………… 9
36	大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則…………… 11
37	大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則…………… 11
38	大津市一般職の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 13
39	大津市財務規則の一部を改正する規則…………… 13
40	大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 14
41	大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 15
○ 訓 令	
3	大津市事務決裁規程の一部改正…………… 16
4	大津市職員の条件附採用期間評価に関する規程の一部改正…………… 19
5	大津市職員服務規程の一部改正…………… 19
○ 告 示	
74	平成17年告示第110号(口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報について)の一部改正…………… 19
75	平成6年告示第30号(市長の権限に属する事務の一部を教育長、教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員をして補助執行させることについて)の一部改正…………… 19
○ 訓 令	
○ 消 防 局 訓 令	
1	大津市消防局事務決裁規程の一部改正…………… 19
○ 福 祉 事 務 所 訓 令	
1	大津市福祉事務所事務決裁規程の一部改正…………… 20
○ 消 防 局 訓 令	
3	大津市消防署の組織に関する規程の一部改正…………… 20

規 則

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第32号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

第1条 大津市行政組織規則(昭和61年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「職員課」を「人事課」に、「納税課 管理係 納税係 整理第1係 整理第2係 整理第3係」を「収納課 管理係 収納係 徴収第1係 徴収第2係 債権回収係」に、「文化・青少年課 文化振興係 青少年係」を「文化・青少年課 市民スポーツ課 管理係 振興係」に、「福祉政策係」を「福祉政策係 地域福祉係」

「幼児政策課 政策係 指導係」に、「子ども家庭課 子ども福祉係 家庭福祉係」を「保育幼稚園課 管理係 施設係」に改め、「子ども家庭課 子育て支援係 家庭福祉係」

「保育課 指導係 管理係」を削り、「産業政策課」を「商工労働政策課」に、「生活排水係」を「生活排水係 収集係」に、「建築指導課」を「建築指導課 管理係」に、「維持第1係」を「街路樹管理係 維持第1

係」に、「建築第 2 係 施設管理支援係」を「建築第 2 係」に改め、同条第 3 項中「債権管理室
コンプライアンス推進室」
を「コンプライアンス推進室」に、「職員健康管理室」を「職員支援室」に、「幼保連携推進室」を「臨時給
付金支給業務室」に、「子ども家庭相談室」を「子ども家庭相談室」に改め、同条第 6 項中「福祉政
策課所属
て総合支援センター
あいセンター
館
センター」を「市民スポーツ課所属
市民体育館
福祉政策課所属
ふれあいセンター」に、「東部子ども療育センター」を「東部子ども療育
幼児政策課
保育所
子ども家庭課
児童館
子育て総合支援
センター」

に改め、「保育課所属
保育所」を削る。

センター」

第 2 条の 2 第 1 項中「職員課」を「人事課」に改め、「財政課」の次に「、行政改革推進課、文化・青少年課」を加え、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前条第 3 項に規定する公共施設マネジメント推進室の長は、次条第 3 項に規定する当該室の事務を分掌させるため、当該室にグループを置くものとする。

第 3 条第 1 項総務部の表職員課の項中「職員課」を「人事課」に改め、第 18 号から第 23 号までを削り、第 24 号を第 18 号とし、同課の項第 25 号中「職員健康管理室」を「職員支援室」に改め、同号を同課の項第 19 号とし、同表管財課財産係の項中第 11 号を削り、第 12 号を第 11 号とし、第 13 号を第 12 号とし、同表納税課の項中「納税課」を「収納課」に改め、同課管理係の項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同課納税係の項中「納税係」を「収納係」に改め、同課整理第 1 係の項中「整理第 1 係」を「徴収第 1 係」に改め、同課整理第 2 係の項中「整理第 2 係」を「徴収第 2 係」に改め、同課整理第 3 係の項中「整理第 3 係」を「債権管理係」に改め、同係の項に次の 4 号を加える。

- (9) 市の債権の管理に係る指導・助言、企画立案及び調査研究に関すること。
- (10) 市の債権の管理に係る研修に関すること。
- (11) 債権管理連絡会議に関すること。
- (12) 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収業務のうち、主に高額滞納案件に関すること。

第 3 条第 1 項市民部の表文化・青少年課の項を次のように改める。

文化・青少年課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民文化の振興施策の企画及び推進に関すること。 (2) 芸術文化の振興に関すること。 (3) 文化芸術関係団体の育成に関すること。 (4) 市民文化会館、長等創作展示館及び仰木太鼓会館との連絡調整に関すること。 (5) 市民会館、スカイプラザ浜大津及び伝統芸能会館の指定管理者による管理に関すること。 (6) 青少年施策の総合企画及び推進に関すること。 (7) 青少年施策の調査及び研究に関すること。 (8) 青少年対策本部に関すること。 (9) 青少年施策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。 (10) その他青少年施策について必要な事項に関すること。 (11) 課の一般庶務に関すること。 		
市民スポーツ課	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">管理係</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> (1) 社会体育（スポーツ、レクリエーション及び野外活動をいう。以下同じ。）に係る施設の整備及び管理に関すること。 (2) 学校体育施設の開放に関すること。 (3) 坂本市民格技場の管理運営に関すること。 (4) 桐生若人の広場の管理運営に関すること。 (5) 市民運動広場の管理運営に関すること。 (6) 比良げんき村、大谷乗馬場及び市民プールの指定管理者による管理 </td> </tr> </table>	管理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会体育（スポーツ、レクリエーション及び野外活動をいう。以下同じ。）に係る施設の整備及び管理に関すること。 (2) 学校体育施設の開放に関すること。 (3) 坂本市民格技場の管理運営に関すること。 (4) 桐生若人の広場の管理運営に関すること。 (5) 市民運動広場の管理運営に関すること。 (6) 比良げんき村、大谷乗馬場及び市民プールの指定管理者による管理
管理係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会体育（スポーツ、レクリエーション及び野外活動をいう。以下同じ。）に係る施設の整備及び管理に関すること。 (2) 学校体育施設の開放に関すること。 (3) 坂本市民格技場の管理運営に関すること。 (4) 桐生若人の広場の管理運営に関すること。 (5) 市民運動広場の管理運営に関すること。 (6) 比良げんき村、大谷乗馬場及び市民プールの指定管理者による管理 		

		に関する事。 (7) 市民体育館との連絡調整に関する事。 (8) 課の一般庶務に関する事。
	振興係	(1) スポーツ推進委員に関する事。 (2) 社会体育の指導者の研修、養成及び育成に関する事。 (3) 社会体育団体の育成指導に関する事。 (4) 社会体育の普及振興に関する事。 (5) スポーツ推進審議会に関する事。 (6) 社会体育に係る調査及び統計に関する事。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表福祉政策課福祉政策係の項中第 9 号から第 11 号までを削り、第 12 号を第 9 号とし、第 13 号を第 10 号とし、第 14 号から第 17 号までを削り、第 18 号を第 11 号とし、第 19 号を第 12 号とし、同系の項第 20 号中「課」の次に「及び臨時給付金支給業務室」を加え、同号を同系の項第 13 号とし、同系の項の次に次のように加える。

地域福祉係	(1) 社会福祉法人大津市社会福祉協議会との調整に関する事。 (2) 成年後見制度利用支援に関する事。 (3) ふれあいセンターとの連絡調整に関する事。 (4) ふれあいセンターの一般庶務に関する事。
-------	---

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表障害福祉課管理係の項第 2 号中「大津市障害者福祉計画」を「大津市障害者計画」に改め、同系の項中第 7 号を削り、第 8 号を第 7 号とし、第 9 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同課認定審査係の項第 3 号中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同課障害福祉係の項第 3 号を次のように改める。

(3) 障害者虐待の防止に関する事。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表生活福祉課庶務係の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付金の支給に関する事。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表生活福祉課庶務係の項中第 9 号を第 11 号とし、第 5 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療支援給付及び介護支援給付に関する事。

(6) 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による経理に関する事。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表生活福祉課保護第 1 係の項第 2 号中「住宅手当緊急特別措置事業」を「住宅支援給付事業」に改め、同課保護第 4 係の項に次の 1 号を加える。

(2) 中国残留邦人等の生活支援に関する事。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表生活福祉課の項の次に次のように加える。

幼児政策課	政策係	(1) 幼児期の教育及び保育に係る施策の総合企画及び総合調整に関する事。 (2) 幼稚園（市立幼稚園を除く。）及び保育所等に係る調査・統計に関する事。 (3) 市立幼稚園及び市立保育所の予算管理及び経理に関する事。 (4) 幼保一体化の推進に関する事。 (5) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。 (6) 子ども・子育て会議（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項に規定する合議制の機関をいう。）に関する事。 (7) 子ども・子育て支援新制度の総括に関する事。 (8) 課の一般庶務に関する事。
	指導係	(1) 市立保育所の運営に関する事。 (2) 保育所との連絡調整に関する事。 (3) 保育所職員の配置計画に関する事。 (4) 幼稚園教員及び保育士の人事交流に関する事。 (5) 保育所職員の研修及び保育指導に関する事。 (6) 幼保共通カリキュラムに関する事。

		(7) 市立幼稚園の園児及び保育所入所児童の保健衛生指導に関すること。 (8) 保育所の給食栄養指導に関すること。 (9) 保育所入所児童の発達相談に関すること。 (10) 指定保育士養成施設に関すること。 (11) 家庭的保育事業に関すること。
保育幼稚園課	管理係	(1) 児童福祉法に基づく保育の実施の決定に関すること。 (2) 保育所及び市立幼稚園の保育料等の徴収に関すること。 (3) 保育所運営費の支弁に関すること。 (4) 民間保育所及び私立幼稚園に対する運営助成に関すること。 (5) 就園奨励費その他私立幼稚園保育料補助に関すること。 (6) 浜大津保育園の指定管理者による管理に関すること。 (7) 課及び市立保育所（浜大津保育園を除く。）の一般庶務に関すること。
	施設係	(1) 市立保育所の施設整備及び施設管理に関すること。 (2) 民間保育所等に対する施設整備補助に関すること。 (3) 民間保育所の設置の認可等に関すること。 (4) 認可外保育施設に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表子ども家庭課子ども福祉係の項中「子ども福祉係」を「子育て支援係」に改め、同係の項第 5 号中「子ども家庭相談室」を「児童館」に改め、同号を同係の項第 7 号とし、同係の項第 4 号の次に次の 2 号を加える。

- (5) 児童館及び子育て総合支援センターとの連絡調整に関すること。
- (6) 次世代育成支援対策推進本部に関すること。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表保育課の項を削り、同条第 1 項健康保険部の表保険年金課収納係の項に次の 1 号を加える。

- (4) 国民健康保険料徴収業務の収納課への移管に関すること。

第 3 条第 1 項健康保険部の表保険年金課高齢者医療係の項に次の 1 号を加える。

- (13) 後期高齢者医療保険料徴収業務の収納課への移管に関すること。

第 3 条第 1 項産業観光部の表産業政策課の項中「産業政策課」を「商工労働政策課」に改め、同課産業政策係の項第 12 号中「課」の次に「及び地域ビジネス推進室」を加え、同号を同係の項第 13 号とし、同係の項中第 11 号を第 12 号とし、第 10 号を第 11 号とし、同係の項第 9 号中「競輪場」を「旧大津びわこ競輪場」に改め、同号を同係の項第 10 号とし、同係の項中第 4 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同係の項第 3 号の次に次の 1 号を加える。

- (4) 道の駅の整備に関すること。

第 3 条第 1 項産業観光部の表商工労働政策課工業・新産業振興係の項第 7 号中「受理」を「受理等」に改め、同係の項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に基づく大津・草津地域の基本計画に関すること。

第 3 条第 1 項環境部の表廃棄物減量推進課リサイクル推進係の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、同課指導係の項第 3 号から第 5 号までを次のように改め、同係の項第 6 号を削る。

- (3) ごみの適正排出及び処理に関すること。
- (4) ごみ集積所の設置及び変更に関すること。
- (5) 本市の設置する一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。）との連絡調整に関すること。

第 3 条第 1 項環境部の表廃棄物減量推進課生活排水係の項中第 5 号及び第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号を第 6 号とし、第 9 号を第 7 号とし、同係の項の次に次のように加える。

収集係	(1) 臨時ごみの収集、運搬及び配車計画に関すること。 (2) 収集車両の管理に関すること。 (3) 美化パトロール並びに散在性ごみ及び不法投棄ごみの回収に関すること。 (4) 犬、猫等の死体の収集及び運搬に関すること。
-----	---

第 3 条第 1 項都市計画部の表市街地整備課の項中第 13 号を削り、第 14 号を第 13 号とし、同表公園緑地課管理係の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同課指導係の項を次のように改める。

管理係	<ol style="list-style-type: none"> (1) 建築審査会及び公開による意見の聴取に関すること。 (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築許可申請書、建築確認申請書及び建築工事届の受理に関すること。 (3) 建築確認申請等の手数料の徴収に関すること。 (4) 建築基準法に基づく建築許可書、計画通知書及び確認通知書の交付に関すること。 (5) 建築確認の証明に関すること。 (6) 建築動態統計調査に関すること。 (7) 建築物等実態調査に関すること。 (8) 住宅金融支援機構委託業務に係る申請書の受理、通知書の交付及び報告事務等並びに当該業務に係る収入に関すること。 (9) 租税特別措置法に基づく優良住宅の認定等に関すること。 (10) 建築計画概要書等の閲覧に関すること。 (11) 建築基準法第12条第7項の規定に基づく台帳整理に関すること。 (12) 公印の保管に関すること。 (13) 課及び生活道路整備推進室の一般庶務に関すること。
指導係	<ol style="list-style-type: none"> (1) 建築基準法に基づく許可、認定、承認（仮使用承認を除く。）及び指定に関すること。 (2) 建築協定に関すること。 (3) 大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づく中高層建築物及びその他の建築物に係る行政指導に関すること。 (4) 建築基準法第42条の規定による道路に係る相談及び道路台帳の整備に関すること。 (5) だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例第12条（同条例第14条において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る審査及び終了通知書の交付並びに同条例第13条（同条例第14条において準用する場合を含む。）の規定による指導及び助言に関すること。 (6) だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例第19条の規定による適合証の交付及び同条例第22条の規定による立入調査に関すること。 (7) がけ地近接危険住宅移転事業に関すること。 (8) 大津市坂本伝統的建造物群保存地区における建築基準法の制限の緩和に関する条例（平成16年条例第6号）に関すること。 (9) 大津市特定旅館建築規制条例（平成元年条例第52号）に関すること（特定旅館建築審議会に関することを除く。）。

第3条第1項都市計画部の表建築指導課建築安全推進係の項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同条第1項建設部の表道路管理課管理係の項の次に次のように加える。

街路樹管理係	<ol style="list-style-type: none"> (1) 街路樹の維持管理に関すること。 (2) 街路樹の整備に関すること。 (3) 緑地台帳に関すること。
--------	---

第3条第1項建設部の表建築課施設管理支援係の項を削り、同条第2項の表衛生課の項第5号中「環境衛生」を「生活衛生」に改め、「教育及び」を削り、同課の項中第20号を第22号とし、第19号の次に次の2号を加える。

- (20) 狂犬病予防注射済票の交付に関すること。
- (21) 飼い犬の鑑札の交付に関すること。

第3条第3項の表債権管理室の項を削り、同表職員健康管理室の項を次のように改める。

職員支援室	<ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の衛生管理及び安全管理に関すること。 (2) 公務災害の認定及び補償に関すること。 (3) 滋賀県市町村職員共済組合等共済に関すること。 (4) 職員互助会に関すること。 (5) 社会保険に関すること。 (6) 職員の健康相談に関すること。
-------	---

	(7) 職員の病気休暇及び病気による休職に係る復職に関する事 (8) 各種健康相談に関する事 (9) 職員の健康管理に係る研修に関する事 (10) その他職員の福利厚生及び健康管理に関する事 (11) その他職員の支援に関する事
--	--

第 3 条第 3 項の表公共施設マネジメント推進室の項を次のように改める。

公共施設マネジメント推進室	(1) 公共施設のあり方の検討に関する事 (2) 公共施設の機能適正化に関する事 (3) ファシリティマネジメントの推進に関する事 (4) 公共施設の定期点検に関する事 (5) 公共施設の維持管理の技術的支援に関する事 (6) 室の一般庶務に関する事
---------------	--

第 3 条第 3 項の表幼保連携推進室の項を次のように改める。

臨時給付金支給業務室	(1) 臨時福祉給付金の支給に関する事 (2) 子育て世帯臨時特例給付金の支給に関する事
------------	---

第 3 条第 3 項の表子ども家庭相談室の項に次の 1 号を加える。

(6) 室の一般庶務に関する事。

第 3 条第 3 項の表子ども家庭相談室の項の次に次のように加える。

地域ビジネス推進室	(1) 中小企業者の事業高度化、販路開拓、経営革新等の支援に関する事 (2) 中小企業者及び起業者の育成に関する事 (3) 中小企業者及び起業者の支援に係る関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事
-----------	---

第 3 条第 4 項の表環境美化センター収集係の項を削り、同センター処理係の項に次の 1 号を加える。

(5) 環境美化センターの一般庶務に関する事。

第 3 条第 4 項の表動物愛護センターの項第 2 号中「動物取扱業」を「第 1 種動物取扱業」に改め、同条第 5 項の表支所の項中第 21 号を削り、第 22 号を第 21 号とし、第 23 号から第 27 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 28 号を削り、第 29 号を第 27 号とする。

第 2 条 大津市行政組織規則の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項福祉子ども部の表生活福祉課庶務係の項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

(施行期日等)

第 1 条 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

第 2 条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において次の表の左欄に掲げる組織における職（大津市職員の職の設置に関する規則（昭和 61 年規則第 13 号）第 2 条に規定する職をいい、当該職の事務取扱を含む。）（第 4 項に規定する職を除く。）を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって同表の右欄に掲げる組織における同一の職を命ぜられたものとみなす。

総務部職員課	総務部人事課
総務部職員課健康管理室	総務部人事課職員支援室
総務部納税課	総務部収納課
福祉子ども部福祉政策課子育て総合支援センター	福祉子ども部子ども家庭課子育て総合支援センター
福祉子ども部福祉政策課小野児童館	福祉子ども部子ども家庭課小野児童館
福祉子ども部福祉政策課伊香立児童館	福祉子ども部子ども家庭課伊香立児童館
福祉子ども部福祉政策課堅田児童館	福祉子ども部子ども家庭課堅田児童館
福祉子ども部福祉政策課坂本児童館	福祉子ども部子ども家庭課坂本児童館
福祉子ども部福祉政策課皇子が丘児童館	福祉子ども部子ども家庭課皇子が丘児童館

福祉子ども部福祉政策課膳所児童館	福祉子ども部子ども家庭課膳所児童館
福祉子ども部福祉政策課田上児童館	福祉子ども部子ども家庭課田上児童館
福祉子ども部保育課比良保育園	福祉子ども部幼児政策課比良保育園
福祉子ども部保育課和邇保育園	福祉子ども部幼児政策課和邇保育園
福祉子ども部保育課葛川保育園	福祉子ども部幼児政策課葛川保育園
福祉子ども部保育課伊香立保育園	福祉子ども部幼児政策課伊香立保育園
福祉子ども部保育課堅田保育園	福祉子ども部幼児政策課堅田保育園
福祉子ども部保育課天神山保育園	福祉子ども部幼児政策課天神山保育園
福祉子ども部保育課唐崎保育園	福祉子ども部幼児政策課唐崎保育園
福祉子ども部保育課ひえい平保育園	福祉子ども部幼児政策課ひえい平保育園
福祉子ども部保育課皇子が丘保育園	福祉子ども部幼児政策課皇子が丘保育園
福祉子ども部保育課逢坂保育園	福祉子ども部幼児政策課逢坂保育園
福祉子ども部保育課朝日が丘保育園	福祉子ども部幼児政策課朝日が丘保育園
福祉子ども部保育課膳所保育園	福祉子ども部幼児政策課膳所保育園
福祉子ども部保育課晴嵐保育園	福祉子ども部幼児政策課晴嵐保育園
福祉子ども部保育課大平保育園	福祉子ども部幼児政策課大平保育園
産業観光部産業政策課	産業観光部商工労働政策課

- 2 施行日の前日において総務部債権管理室参事兼務を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって総務部収納課参事兼務を命ぜられたものとみなす。
- 3 施行日の前日において総務部債権管理室副参事兼務を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって総務部収納課副参事兼務を命ぜられたものとみなす。
- 4 施行日の前日において次の表の左欄に掲げる係の係長事務取扱を命ぜられていた者は、別に辞令を発せられない限り、施行日をもって、それぞれ同表の右欄に掲げる係の係長事務取扱を命ぜられたものとみなす。

総務部納税課納税係	総務部収納課収納係
福祉子ども部子ども家庭課子ども福祉係	福祉子ども部子ども家庭課子育て支援係

(大津市市税規則の一部改正)

第 3 条 大津市市税規則 (昭和 35 年規則第 30 号) の一部を次のように改正する。

様式第 14 号中「大津市総務部納税課」を「大津市総務部収納課」に改める。

(大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則の一部改正)

第 4 条 大津市職員の健康管理及び安全衛生に関する規則 (昭和 50 年規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「総務部職員課」を「総務部人事課職員支援室」に改める。

(大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 5 条 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則 (昭和 54 年規則第 20 号) の一部を次のように改正する。

第 5 条第 8 項及び第 22 条第 6 項中「総務部職員課」を「総務部人事課職員支援室」に改める。

(大津市職員被服等貸与規則の一部改正)

第 6 条 大津市職員被服等貸与規則 (昭和 55 年規則第 35 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項及び第 9 条中「総務部職員課長」を「総務部人事課職員支援室長」に改める。

(大津市廃棄物等処理対策本部設置規則の一部改正)

第 7 条 大津市廃棄物等処理対策本部設置規則 (昭和 55 年規則第 44 号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「産業政策課長」を「商工労働政策課長」に改める。

(大津市福祉事務所処務規則の一部改正)

第 8 条 大津市福祉事務所処務規則 (昭和 56 年規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「子ども家庭課及び保育課」を「保育幼稚園課及び子ども家庭課」に改める。

第 5 条中「総務部職員課」を「総務部人事課職員支援室」に改める。

(大津市職員の希望降任に関する規則の一部改正)

第21条 大津市職員の希望降任に関する規則（平成25年規則第117号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 8 項中「総務部職員課」を「総務部人事課」に改める。

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 3 月 31 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第33号

大津市環境施策推進本部設置規則の一部を改正する規則

大津市環境施策推進本部設置規則（平成 9 年規則第81号）の一部を次のように改正する。

「

別表第 1 中	産業政策課長	産業政策課長補佐	を	商工労働政策課長	商工労働政策課長補佐
---------	--------	----------	---	----------	------------

」

に改める。

別表第 2 中「営業開発課長」を「お客様設備課長」に改める。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 3 月 31 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第34号

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

大津市公の施設の使用許可等の事務の委任に関する規則（平成10年規則第24号）の一部を次のように改正する。

本則中第10号を第11号とし、第 6 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 大津市民体育館条例（昭和54年条例第24号）第 3 条に規定する体育館の使用の許可、同条例第 7 条に規定する使用料の減免の決定及び同条例第 8 条ただし書に規定する使用料還付の決定に関する事務 市民体育館長

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

大津市公印規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 3 月 31 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第35号

大津市公印規則の一部を改正する規則

大津市公印規則（昭和48年規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市印の表大津市之印の項個数の欄中「2」を「1」に改め、別表第 1 職印の表滋賀県大津市長之印の項及び滋賀県大津市長の項中「産業政策課長」を「商工労働政策課長」に改め、別表第 1 職印の表大津市長之印の項中「職員課長」を「人事課長」に、「納税課長」を「収納課長」に改め、別表第 1 職印の表大津市長の項中「職員課長」を「人事課長」に改め、別表第 1 職印の表大津市出納員納税課長之印の項中「納税課長」を「収納課長」に改め、別表第 1 職印の表大津市産業観光部長之印の項中「産業政策課長」を「商工労働政策課長」に改め、別表第 1 職印の表大津市男女共同参画センター所長之印の項の次に次のように加える。

滋賀里コミュニティセンター所長之印	22の2	34の2	てん書	方18	1	滋賀里コミュニティセンターの使用許可書その他の滋賀里コミュニティセンター所長名をもって発する文書用	自治協働課長
-------------------	------	------	-----	-----	---	---	--------

別表第 1 職印の表滋賀里コミュニティセンター所長之印の項を次のように改める。

大津市和 邇市民体 育館長之 印	25の 2	37の 2	てん書	方18	1	和邇市民体育館長名をもって発する文書 用	和邇市民 体育館長
大津市坂 本市民体 育館長之 印	25の 3	37の 3	てん書	方18	1	坂本市民体育館長名をもって発する文書 用	坂本市民 体育館長
大津市田 上市民体 育館長之 印	25の 4	37の 4	てん書	方18	1	田上市民体育館長名をもって発する文書 用	田上市民 体育館長
大津市石 山市民体 育館長之 印	25の 5	37の 5	てん書	方18	1	石山市民体育館長名をもって発する文書 用	石山市民 体育館長

別表第 1 職印の表大津市立大平保育園長之印の項の次に次のように加える。

大津市立 瀬田南保 育園長之 印	47	59	てん書	方30	1	瀬田南保育園長名をもって発する文書用	瀬田南保 育園長
---------------------------	----	----	-----	-----	---	--------------------	-------------

別表第 1 職印の表大津市公設地方卸売市場長之印の項中「47」を「48」に、「59」を「60」に改め、別表第 1 職印の表大津市リサイクルセンター木戸所長之印の項中「48」を「49」に、「60」を「61」に改める。

別表第 2 職印の項第 9 号の 2 を次のように改める。

(9の 2)

大 津 市 出 納 員 収 納 課 長 之 印

別表第 2 職印の項第 22 号の次に次のように加える。

(22の 2)

滋 賀 里 コ ミュニティ センター 所 長 之 印

別表第 2 職印の項第 25 号の 2 を次のように改める。

(25の 2)

大 津 市 和 邇 市 民 体 育 館 長 之 印

別表第 2 職印の項第 25 号の 2 の次に次の 3 号を加える。

(25の 3)

大 津 市 坂 本 市 民 体 育 館 長 之 印

(25の 4)

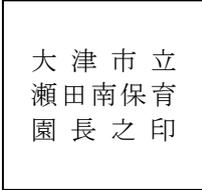
大 津 市 田 上 市 民 体 育 館 長 之 印

(25の 5)

大 津 市 石 山 市 民 体 育 館 長 之 印

別表第2職印の項中第48号を第49号とし、第47号を第48号とし、第46号の次に次の1号を加える。

(47)



附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第36号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の職の設置に関する規則(昭和61年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中技監の項を削り、管理監の項の次に次のように加える。

教育委員会連携推進 監	政策調整部	部の事務のうち特に教育委員会との連携を必要とするもの の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを 指揮監督する。
----------------	-------	---

第2条第1項の表行政改革推進監の項の次に次のように加える。

子ども政策監	福祉子ども部	保育、幼児教育及び学童保育に関する専門的な知識を必 要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員がある ときは、これを指揮監督する。
--------	--------	--

第2条第1項の表統括調整監の項の次に次のように加える。

保育指導監	幼児政策課	保育園における保育について指導及び助言を行うととも に、保育に関する専門的な事務を処理し、担当職員があ るときは、これを指揮監督する。
-------	-------	---

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第37号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和61年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第22条の見出しを「(昇給日及び評価終了日)」に改め、同条中「第5条第1項」の次に「の規定により昇給を行う同項」を加え、「とする」を「とし、昇給日前における同項の規則で定める日は、昇給日前1年間における9月30日(以下「評価終了日」という。)とする」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

(評価終了日の翌日から昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由)

第22条の2 条例第5条第1項の規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたことその他市長が定める事由とする。

第24条第2項中「第23条」を「前条」に改め、同条第3項第1号中「昇給日前」を「評価終了日以前」に、「昇給日の前日」を「評価終了日」に改める。

第31条中「(以下「休職等の期間」という。)」を削り、「(以下「復職等の日」という。)及び復職等の日後」を「、同日後」に、「そのいずれかの日」を「その次の昇給日」に改める。

別表第1第1項の表4級の項中「及び所長(比叡すこやか相談所長及び南すこやか相談所長に限る。)」を削り、別表第1第1項の表5級の項中「堅田すこやか相談所長」の次に「、比叡すこやか相談所長、中すこやか相談所長」を加え、「瀬田すこやか相談所長」を「南すこやか相談所長」に、「及び副看護科長」を「、副看護科

長及び専門員（中消防署専門員及び南消防署専門員に限る。）に改め、別表第 1 第 1 項の表 6 級の項中「（7 級に掲げられた室次長を除く。）、専門員（7 級）」を「（8 級に掲げられた室次長を除く。）、専門員（5 級）」に、「及び中すこやか相談所長」を「、瀬田すこやか相談所長、訪問看護ステーション所長及び老人介護支援センター所長」に改め、「園長を除く。」の次に「、副所長（7 級に掲げられた副所長を除く。）」を加え、別表第 1 第 1 項の表 7 級の項中「室次長（地域医療連携室次長に限る。）」を「保育指導監」に改め、「専門員（保育課専門員に限る。）」を削り、「4 級、5 級、6 級及び 8 級」を「5 級及び 6 級」に、「及び逢坂保育園長」を「、堅田保育園長、唐崎保育園長、逢坂保育園長、朝日が丘保育園長、膳所保育園長及び晴嵐保育園長」に改め、「次長（」の次に「男女共同参画センター次長、」を加え、「、出納室次長」を削り、「科学館次長」を「図書館次長」に改め、「選挙管理委員会事務局次長」の次に「、監査委員事務局次長」を、「副所長」の次に「（介護老人保健施設ケアセンターおおつ副所長及び堅田駅西口土地区画整理事務所副所長に限る。）」を加え、別表第 1 第 1 項の表 8 級の項中「政策監」の次に「、子ども政策監」を、「管理監」の次に「、室次長（出納室次長に限る。）」を加え、「、市場長、所長（環境美化センター所長に限る。）」を削り、別表第 1 第 1 項の表 9 級の項中「理事」の次に「、市場長」を加え、「、技監」を削り、「消防部長」の次に「、消防統括監」を加え、別表第 1 第 2 項アの表 3 級の項中「所長」を「室長」に改め、別表第 1 第 2 項アの表 4 級の項中「保健所長」の次に「、健診センター所長」を加え、別表第 1 第 2 項イの表 5 級の項を削り、別表第 1 第 2 項イの表 6 級の項中「技師長（臨床工学部技師長に限る。）、室長及び」を削る。

別表第 7 第 1 項の表中

69	53
70	54
71	55
72	56
73	57
74	58
75	59
76	60
77	61
78	
79	
80	
81	
82	
83	
84	
85	

を

68	52
69	52
69	53
70	53
70	53
71	53
71	54
72	54
72	55
73	
73	
74	
74	
75	
75	
76	
77	

に改め、別表第 7 第 3 項の表中

75
75
76
76
77
77
78
78
79

を

74
74
74
74
74
74
74
74

に改める。

74

別表第 7 の 2 昇給の号給数の部 5 号給以上の項中「2 号給」を「3 号給又は 2 号給」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
(平成27年 1 月 1 日に行われる昇給に関する経過措置)
- 2 平成27年 1 月 1 日に行われる大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号）第 5 条第 1 項の規定による昇給を行う場合における改正後の第22条及び第24条第 3 項第 1 号の規定の適用については、改正後の第22条中「日は、昇給日前 1 年間に於ける 9 月 30 日（以下「評価終了日」という。）」とあるのは「期間は、平成26年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間」と、改正後の第24条第 3 項第 1 号中「評価終了日以前 1 年間」とあるのは「平成26年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日までの期間」と、「評価終了日」とあるのは「平成26年 9 月 30 日」とする。

大津市一般職の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 3 月 31 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第38号

大津市一般職の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

大津市一般職の職員の管理職手当に関する規則（平成19年規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 医療職給料表(2)の部課長及び課長相当職の項の前に次のように加える。

次長及び次長相当職	7 級	93, 100 円
-----------	-----	-----------

別表第 2 医療職給料表(2)の部課長及び課長相当職の項の前に次のように加える。

次長及び次長相当職	78, 400 円
-----------	-----------

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 3 月 31 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第39号

大津市財務規則の一部を改正する規則

大津市財務規則（平成 9 年規則第73号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「消防署」を「分室並びに消防署」に改める。

第64条第 1 項第 4 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

別表第 1 中「中国残留邦人等支援給付費」を「中国残留邦人等支援給付費及び配偶者支援金」に改める。

別表第 3 中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に、

児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく手当	子ども家庭課
平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）に基づく手当	
平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）に基づく手当	

を

「

児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく手当	子ども家庭課	に
--------------------------	--------	---

」

改める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び別表第3の改正規定（「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める部分を除く。）は、同年4月1日から施行する。

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第40号

大津市民病院の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市民病院の管理運営に関する規則（昭和42年規則第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条」を「第10条」に改める。

第2条第2項病院の項中「地域医療研修室」を「地域医療研修室
経営戦略室」に改める。

第7条病院総務課経営企画係の項を削る。

第8条地域医療研修室の項の次に次のように加える。

経営戦略室

- (1) 病院の経営に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) 基本計画及び経営計画に関すること。
- (3) 病院の経営改革に係る企画立案、推進及び総合調整に関すること。
- (4) 病院運営協議会、病院経営評価委員会及び経営会議に関すること。
- (5) 病院組織に関すること。
- (6) 病院運営に係る手引きに関すること。
- (7) 各種医療情報の収集及び提供に関すること。
- (8) 病院の広報に関すること。

第12条の2第2項第3号中「10,500円」を「10,800円」に改め、同項第4号中「1,050円」を「1,080円」に改める。

別表第3中「360円」を「370円」に、「440円」を「450円」に、「500円」を「510円」に改める。

別表第5第1項第1号の表中「15,750円」を「16,200円」に、「7,350円」を「7,560円」に、「4,720円」を「4,860円」に改め、同項第2号中「2,100円」を「2,160円」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の105」を「100分の108」に改め、別表第5第2項の表中「57,750円」を「59,400円」に、「52,500円」を「54,000円」に、「31,500円」を「32,400円」に改め、経皮的椎体形成術（術前検査を含む。）の項を削り、「10,500円」を「10,800円」に、「21,000円」を「21,600円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「63,000円」を「64,800円」に、「38,000円」を「39,090円」に、「36,000円」を「37,030円」に、「25,000円」を「25,710円」に、「20,000円」を「20,570円」に改め、脳検査料の項の次に次のように加える。

肺ドック料	1回につき 16,200円（血液中の腫瘍マーカーの検査を行う場合は、19,440円）
肺検査料	1回につき 14,040円（1泊2日人間ドック又は日帰り人間ドックと同時に受診した場合は、10,800円）

別表第5第2項の表中「100分の105」を「100分の108」に、「2,250円」を「2,310円」に、「7,350円」を「7,560円」に、「4,200円」を「4,320円」に、「7,770円」を「7,990円」に、「10,300円」を「10,800円」に、「9,450円」を「9,720円」に、「15,750円」を「16,200円」に改め、同項の表予防接種料の項中「3,000円」を「3,080円」に、「8,200円」を「8,430円」に、「13,700円」を「14,090円」に改め、別表第5第2項の表松葉杖の項中「3,000円」を「3,080円」に改め、別表第5第2項の表中「1,050円」を「1,080円」に、「1,570円」を「1,620円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
(大津市民病院経営評価委員会規則の一部改正)
- 2 大津市民病院経営評価委員会規則(平成24年規則第146号)の一部を次のように改正する。
第7条中「市民病院事務局病院総務課」を「市民病院経営戦略室」に改める。

大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

大津市規則第41号

大津市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

大津市消防局の組織に関する規則(昭和44年規則第41号)の一部を次のように改正する。

第1条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(趣旨)」を付する。

第2条の前に見出しとして「(組織)」を付し、同条中「消防救助係 救急係」を「消防係 救助係」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第2条の2 警防課に分室として救急高度化推進室を置く。

第3条第2項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 消防統括監

第3条第6項中「消防部長」の次に「、消防統括監」を加え、「課長及び」を「課長、室長及び」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項各号」の次に「、第4項各号」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 救急高度化推進室に室長を置く。

6 必要があるときは、室長の下に次に掲げる職の全部又は一部を置くことができる。

- (1) 副参事
- (2) 主幹
- (3) 主査
- (4) 主任

第4条中第11項を第13項とし、第5項から第10項までを2項ずつ繰り下げ、第4項を第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 室長は、上司の命を受けて分室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第4条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 消防統括監は、消防局長を補佐し、各消防署の総合調整及び統括管理を行うとともに、所掌事務を掌理する。

第5条第1号中「消防部長」の次に「、消防統括監」を加え、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 室長 副参事

第6条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(事務分掌)」を付し、同条警防課消防救助係の項中「消防救助係」を「消防係」に改め、同項第1号中「及び救助対策」を削り、同項第2号中「消防及び救助活動状況」を「消防活動状況」に改め、同項第3号及び第4号中「及び救助隊」を削り、同項第6号中「消防及び救助関係」を「消防関係」に改め、同項第9号を削り、同項第10号中「消防及び救助活動技術」を「消防活動技術」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同条警防課救急係の項を次のように改める。

救助係

- (1) 救助対策に関すること。
- (2) 救助活動状況の確認及び指導に関すること。
- (3) 救助隊の運用計画に関すること。
- (4) 救助隊の訓練計画に関すること。
- (5) 救助訓練の計画及び指導に関すること。
- (6) 大津市生活環境の保全と増進に関する条例(平成10年条例第27号)に基づく事前協議等に関すること。
- (7) 救助関係の統計に関すること。
- (8) 救助活動技術の調査、研究及び指導に関すること。
- (9) 国際消防救助隊に関すること。

第6条の次に次の1条を加える。

第6条の2 救急高度化推進室の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 救急対策に関すること。
- (2) 救急活動状況の確認及び指導に関すること。
- (3) 救急隊の運用計画に関すること。
- (4) 救急隊の訓練計画に関すること。
- (5) 救急関係の統計に関すること。
- (6) 救急活動技術の調査、研究及び指導に関すること。
- (7) 医療関係機関等との協定の締結及び連絡に関すること。
- (8) 応急手当の普及啓発に関すること。
- (9) メディカルコントロール協議会に関すること。

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

大津市訓令第 3 号

大津市事務決裁規程（昭和56年訓令第 9 号）の一部を次のように改正する。

平成26年 3 月31日

大津市長 越 直 美

第 2 条第 9 号中「規定する部長」の次に「及び同条第 3 項に規定する市場長」を加え、同条第10号中「同条第 3 項に規定する市場長及び所長（環境美化センター所長に限る。）」を「出納室次長」に改め、同条第11号中「及び室長」を「、室長及び保育指導監」に改め、「前号、」を削り、「副所長」の次に「（次号に規定する副所長を除く。）」を、「支所次長」の次に「、男女共同参画センター次長」を加え、「並びに出納室次長」を削り、同条第12号中「すこやか相談所長に限る。）」の次に「、副所長（大津駅西地区区画整理事務所副所長及び子育て総合支援センター副所長に限る。）」を加える。

第 5 条の 2 第 4 項を削る。

第 6 条の 2 中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 教育委員会連携推進監は、政策調整部長の命を受け、部の事務のうち教育委員会との連携を必要とするものの遂行に当たるとともに、担当職員があるときはこれを指揮監督する。この場合において、教育委員会連携推進監は、政策調整部長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第 6 条の 2 に次の 1 項を加える。

5 子ども政策監は、福祉子ども部長の命を受け、保育、幼児教育及び学童保育に関する専門的な知識を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、子ども政策監は、福祉子ども部長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第13条中「及び次長」、「それぞれ」及び「と、次長は課長」を削る。

第16条第 4 項第 3 号を次のように改める。

(3) 職員支援室 人事課長

第16条第 4 項第12号及び第13号を次のように改める。

(12) 市民体育館 市民スポーツ課長

(13) 臨時給付金支給業務室 福祉政策課長

第16条第 4 項第15号及び第16号を次のように改める。

(15) 保育園 幼児政策課長

(16) 児童館 子ども家庭課長

第16条第 4 項中第25号を第28号とし、第20号から第24号までを 3 号ずつ繰り下げ、第19号を第21号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(21) 地域ビジネス推進室 商工労働政策課長

第16条第 4 項中第18号を第20号とし、第17号を第19号とし、第16号の次に次の 2 号を加える。

(17) 子ども家庭相談室 子ども家庭課長

(18) 子育て総合支援センター 子ども家庭課長

第16条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 公設地方卸売市場にあっては、別表に掲げる決裁事項のうち、副市長以上の職位の決裁を要する事項又は部長以上の職位の合議を要する事項については、産業観光部長の合議を受けなければならない。

「	「
総務部長	総務部長

7 の款を削り、同号総務部の表契約検査課の部 1 の款 3 の項第 1 号を削り、同項第 2 号中「1 億 5,000 万円未満」を削り、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 4 の項第 1 号を削り、同項第 2 号中「5,000 万円未満」を削り、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同課の部 2 の款 2 の項第 1 号を削り、同項第 2 号中「5,000 万円未満」を削り、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を同項第 3 号とし、別表第 2 号総務部の表納税課の部中「納税課」を「収納課」に、「市税」を「市税等」に改め、同課の部 1 の款 7 の項を削り、同号総務部の表職員健康管理室の部を次のように改める。

職員支援室	1 公務災害補償に関する事務	1 議会の議員その他非常勤の職員の公務上及び通勤上の災害の認定 2 非常勤職員に対する補償の決定及び変更 3 第三者行為に係る損害賠償の請求の決定			○					
	2 被服に関する事務	1 貸与の決定			○				○	
	3 職員の福利厚生に関する事務	1 退隠料等の額の決定及び改定 2 市町村共済組合の議員の選任			○				○	
	4 職員の健康管理に関する事務	1 健康診断の実施の決定 2 職務復帰訓練の実施の承認			○				○	

別表第 2 号福祉子ども部の表福祉政策課の部 3 の款を削り、同号福祉子ども部の表福祉指導監査課の部 2 の款 1 の項第 1 号中「|○| | | | | |」を「| |○| | | | |」に改め、別表第 2 号福祉子ども部の表生活福祉課の部 6 の款中「住宅手当緊急特別措置事業」を「住宅支援給付事業」に、「住宅手当の」を「住宅支援給付の」に、「住宅手当支給対象者証明書」を「住宅支援給付対象者証明書」に改め、同課の部の次に次のように加える。

保育幼稚園課	1 保育所の設置認可等に関する事務	1 保育所の設置の認可 2 保育所の名称その他の変更の届出の受理			○					福祉指導監査課長
	2 指定保育士養成施設に関する事務	1 進達の決定			○					福祉指導監査課長
	3 都道府県及び市町村以外の者の設置する保育所に関する事務	1 保育の実施に要する費用の支弁等の決定							○	財政課長

別表第 2 号福祉子ども部の表子ども家庭課の部 2 の款中 1 の項を削り、2 の項を 1 の項とし、同課 3 の項中「母子家庭等入学卒業祝金」を「母子・父子家庭等入学祝金」に改め、同項を同課 2 の項とし、同課 4 の項を同課 3 の項とし、同課 5 の項を同課 4 の項とし、同号産業観光部の表産業政策課の部中「産業政策課」を「商工労働政策課」に改め、同号環境部の表環境政策課の部に次のように加える。

2 保護樹林及び保護樹木に	1 保護樹林及び保護樹木の指定				○					
---------------	-----------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--

関する事務

別表第2号都市計画部の表公園緑地課の部2の款中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項を2の項とし、同号都市計画部の表住宅課の部1の款4の項中「職員課長」を「人事課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

大津市訓令第4号

大津市職員の条件附採用期間評価に関する規程(平成22年訓令第5号)の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

第11条第1項中「総務部職員課」を「総務部人事課」に改める。

第13条第1項中「総務部職員課長」を「総務部人事課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

大津市訓令第5号

大津市職員服務規程(昭和29年訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

第5条第3項、第10条、第18条及び第20条中「職員課長」を「人事課長」に改める。

第22条中「職員課」を「人事課」に改める。

第26条中「職員課長補佐」を「人事課長補佐」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

告 示

大津市告示第74号

平成17年告示第110号(口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報について)の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から適用する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

表中「大津市役所職員課内」を「大津市役所総務部人事課内」に改める。

大津市告示第75号

平成6年告示第30号(市長の権限に属する事務の一部を教育長、教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員をして補助執行させることについて)の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美

本則中「関する事務」の次に「(市立幼稚園に係るもの(教育委員会の所掌に係る幼稚園教育、教員、通学区域及び学校選択制に関するものを除く。))を除く。」を加える。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

訓 令
消 防 局 訓 令

大津市訓令
大津市消防局訓令 第1号

大津市消防局事務決裁規程(平成23年 訓 令 第1号)の一部を次のように改正する。
消防局訓令

平成26年3月31日

大津市長 越 直 美
大津市消防局長 丸 山 忠 司

第 2 条第 2 号中「消防部長」の次に「及び消防統括監」を加え、同条第 5 号を次のように改める。

- (5) 課長及び室長 大津市事務決裁規程第 2 条第 11 号に規定する課長の職務権限
- 第 2 条第 8 号、第 9 号及び第 11 号の規定中「課長が」を「課長又は室長が」に改める。
- 第 3 条第 6 号中「主幹」の次に「及び専門員」を加える。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

福 祉 事 務 所 訓 令

大津市福祉事務所訓令第 1 号

大津市福祉事務所事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 26 年 3 月 31 日

大津市福祉事務所長 船 見 順

大津市福祉事務所事務決裁規程の一部を改正する規程

第 1 条 大津市福祉事務所事務決裁規程（昭和 59 年福祉事務所訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 号の表福祉政策課の部を削り、同号の表障害福祉課の部 5 の款 2 の項中「障害程度区分」を「障害支援区分」に改め、同号の表生活福祉課の部に次のように加える。

2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に関する事務	1 支援給付の開始の決定	○				
	2 支援給付の変更の決定			○		
	3 支援給付の停止の決定及びその解除の決定	○				
	4 支援給付の廃止の決定	○				
	5 費用返還に係る額の決定					
	(1) 定型的でないもの	○				
	(2) 定型的なもの			○		
6 医療券等の発行					○	
7 介護券等の発行					○	

別表第 2 号の表保育課の部中「保育課」を「保育幼稚園課」に改める。

第 2 条 大津市福祉事務所事務決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第 2 号の表生活福祉課の部 2 の款中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この訓令中、第 1 条の規定は平成 26 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 10 月 1 日から施行する。

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第 3 号

大津市消防署の組織に関する規程（昭和 44 年消防本部訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 3 月 31 日

大津市消防局長 丸 山 忠 司

第 2 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(6) 専門員

第 2 条第 6 項中「主任」を「専門員又は主任」に改める。

第 3 条中第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 専門員は、上司の命を受けて特定の専門的な事務を処理する。

第 9 条第 1 号中「、主幹」を削る。

附 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

正 誤

平成25年12月 2 日付け第2143号

頁	箇所	誤	正
5	上から25行目及び26行目	を加え、「瀬田東幼稚園及び瀬田北幼稚園」を「瀬田幼稚園、瀬田南幼稚園及び瀬田東幼稚園」に改め	を、「青山幼稚園」の次に「瀬田幼稚園、瀬田南幼稚園」を加え

平成26年 3 月 14 日付け号外第 9 号

頁	箇所	誤	正
1	上から14行目	大津市公設地方卸売市場条例附則第 5 項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則	大津市公設地方卸売市場条例附則第 5 項の規定による市場施設使用料の特例を定める規則の一部を改正する規則